

インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢化に対応し学生による職場体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する会員事業者へ助成金を交付し、業界における人材確保対策の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、秋ト協の会員事業者で中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）であること。

(助成対象事業)

第3条 秋ト協の会員事業者で、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受け入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受け入れに対し助成する。

ただし、1事業者あたりの申請は1回に限る。

(1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。

(2) インターンシッププログラムに次のものを含むものであること。

①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

②乗務体験（学校側からの要請もしくは社内規定で乗務体験を含まない場合を除く。）

(助成金額)

第4条 助成金は受入れ期間に応じて次の通りとする。

(1) インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円

(2) インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円

(3) インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

2. 上記受入れ期間は、同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

(実施並びに申請期間)

第5条 実施期間と申請期間は次の通りとする。

(1) インターンシップ実施期間 平成29年4月1日～平成30年1月31日

(2) 実績報告書到着締切日 平成30年1月31日

(助成方法)

第6条 助成を受けようとする場合は、全ト協インターンシップ登録サイトに必要事項を登録し、事前に「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付申請書（事前申請）」を秋ト協へ申請する。

(助成金の交付請求)

第7条 実施が完了した場合は「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付申請書（実績報告書・助成金請求書）」を期日までに秋ト協へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 秋ト協では、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。

《附則》

1. この要綱は平成29年4月1日から適用する。